

要 請

2015年1月9日

オタル市長 中松 義治 さま

米空母に反対する市民の会

連絡先 小林けん (オタル市桂岡町 24-13 TEL・FAX 62-5247)

改憲阻止！労働者市民行動

代表 高橋 勇

札幌市白石区北郷3条7丁目-7-12 イメル社 011-873-6261

(一)

毎年2月のサッポロ雪まつり開催期に、アメリカ合州国の艦船が、アイヌモシリのオタル港、石狩湾新港、苫小牧港、室蘭港などに入港する事態が通例化しています。

今年も、2月5日午前9時から2月9日午前9時まで、「親善」のためと称して、アメリカ合州国海軍が、第7艦隊所属のミサイル駆逐艦「マスティン」のオタル入港を要請しています。

アメリカ合州国ミサイル駆逐艦「マスティン」は、これまで2回アイヌモシリに侵入しています(2007年10月26日に函館港に、2012年2月6日に石狩湾新港に)。

「マスティン」が函館に入港した日には、アメリカ合州国軍空母「キティホーク」とミサイル駆逐艦「フィッツジェラルド」が室蘭港に入港しており、「マスティン」が石狩湾新港に入港した2012年2月には、3日にアメリカ合州国海軍第7艦隊の旗艦「ブルーリッジ」が苫小牧港に、8日に掃海艇「パトリオット」が苫小牧港に、14日に掃海艇「パトリオット」が函館港に入港しています。

アメリカ合州国軍艦の民間港への入港は、日米新軍事同盟体制を維持・強化し、地域政府や地域民衆を戦争に協力させようとするものです。

原子炉2基と爆撃機85機とミサイル発射装置4基と大型艦対空ミサイル火器(ファランクス)3基を搭載した「ジョージ・ワシントン」は、多くの横須賀市民をはじめとする反対運動のなか、2008年9月25日に横須賀に入港し、第7艦隊に所属し、横須賀を母港としています。「マスティン」は、原子力空母「ジョージ・ワシントン」を中心とする第5空母打撃群第15駆逐隊に属する軍艦です。

2009年2月の第7艦隊所属のミサイル駆逐艦「フィッツジェラルド」のオタル入港は「通常入港」とされていました。軍艦の「通常入港」は、軍事行動そのものです。

2011年から、アメリカ合州国海軍は、アメリカ合州国艦船のオタル入港目的を、「通常入港」から「親善及び友好」に変え、今回の「マスティン」の入港目的を「親善」としていますが、核兵器を含む殺人兵器を搭載した軍艦やその乗組員と「友好」したり「親善」

したりするのは、戦争犯罪に加担することであり、わたしたちは、かれらとのいかなる「友好」も「親善」も拒否します。

アメリカ合州国政府、在日本アメリカ合州国海軍司令部などがいう「親善及び友好」、「親善」は軍事目的をかくす口実です。

オタル港の管理権をもつオタル市長は、アメリカ合州国海軍の軍艦「マスティン」のオタル港の岸壁使用を許可しないでください。

(二)

1997年9月にアメリカ合州国海軍第7艦隊所属の空母「インディペンデンス」がオタルを出港した後、1997年10月に、オタル市は、在札幌アメリカ合州国総領事館に、「今後アメリカ合州国軍艦船がオタルに入港しようとする際には核兵器搭載の有無を文書で回答してほしい」という趣旨の申入れをおこない、在札幌アメリカ合州国総領事館は、それを了承しました（1998年10月のオタル市議会で、市長らが報告）。

「マスティン」は、核弾頭搭載可能なトマホーク巡航ミサイルの発射能力を持つイージスミサイル駆逐艦です。オタル市は、核兵器搭載の有無の文書回答をアメリカ合州国政府機関から入手して下さい。

2000年に、日米政府が1960年に核兵器を積んだアメリカ合州国艦船の日本寄港を事前協議の対象外とするという密約を結んでいたことが明らかにされました。

アメリカ合州国第7艦隊空母「インディペンデンス」、アメリカ合州国第7艦隊旗艦「ブルーリッジ」、アメリカ合州国第7艦隊空母「キティホーク」などのアメリカ合州国艦船オタル寄港のさいにくりかえされていた「事前協議がないから、核もちこみはない」という外務省のことは、いつわりであったことが明らかになっています。

オタル市の1982年6月28日の「核兵器廃絶平和都市宣言」を空文化しないでください。

(三)

外務省が1983年12月に「秘 無期限」として作成し、いまなお開示を拒否している機密文書『日米地位協定の考え方・増補版』（原本は1973年4月に作成）を、日本政府は、特定秘密保護法案で定める「特定秘密」に指定しようとしています。

『琉球新報』は、2004年7月までにこの外務省機密文書全文を報道し、同年12月に『日米地位協定の考え方・増補版』を収録した単行本『日米地位協定の考え方 外務省機密文書』を発行しました。

その機密文書には、

「港湾施設の使用に関する合同委員会の合意の中には「米軍が優先使用施設の使用を希望する際は、使用に先立つてすみやかに日本側管理機関に通告する」旨の規定がある（港の優先使用施設として現在は、小樽、室蘭港がその対象として合意されている）」

と書かれています。

民間港は、港湾法によって港湾管理者である自治体が管理権を持っているのですが、日本政府は、オタル港やムロラン港については、それを実質的に無効化しようとしています。

今回の「マスティン」のオタル港入港打診は、アメリカ合州国軍のオタル港優先使用の予備的行為です。

オタル市長は、自治体の長として、オタル港が「港の優先使用施設」とされている外務省文書の開示を日本政府に請求するとともに、「マスティン」のオタル港入港を拒否してください。

(四)

日本の地域政府が戦争非協力・戦争反対の意思を示すことは、日本政府の戦争協力（参戦）策動を阻止するのに大きな役割を果たします。オタル市長は、地域政府の長として、戦争非協力の意思を明確に示すとともに、政府にたいして戦争協力（参戦）策動に反対する意思を具体的に示して下さい。

オタル市長は、オタル港を平和目的以外に使用させないという意志を、明確に示して下さい。

(五)

かつて日本軍によって軍港として使われていたオタル港は、朝鮮戦争のさいにもアメリカ合州国軍の軍港とされました。

わたしたちは、オタル港をふたたび軍港としないために、オタル市長に、憲法と港湾法と地域政府の自治をまもろうとする姿勢を堅持し、いっさい軍艦のオタル入港を許可しないことを要請します。

軍艦のオタル入港を認めることは、市民の平和と地域自治の願いに反して、軍事行動に地域政府（地方自治体）の長が協力することです。

オタル市長は、いっさいの軍艦にたいしオタル港の岸壁使用を許可しないでください。

(六)

オタル港に、毎年のようにアメリカ合州国の軍艦が入港しようとし、入港している問題について話し合う市民集会を主催してください。

市民とともにアメリカ合州国艦船のオタル入港を阻止するために、できることを急いで具体的におこなってください。

以上の要請に、10日後の1月19日までに、文書で回答してください。